

## ファイナンシャル・プランニングサービス顧問契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と一般社団法人かながわFP生活相談センター（以下「乙」という）とは、甲に対するファイナンシャル・プランニングサービスを乙が行うことに対し、以下のとおり顧問契約（以下「本契約」という）を締結する。

### （目的）

第一条 乙は甲が希望する今後のライフプランにのっとり、その目的を達成するためのプランニングおよびコンサルテーションを甲に提供する。

### （サービスの範囲）

第二条 乙が提供するプランニングおよびコンサルテーションは、資産運用、保険設計、不動産活用、相続設計などのいわゆるファイナンシャル・プランニングの分野、およびそれに関連する分野に限られる。

### （業務遂行方法）

第三条 個別相談（面談）の時間は1回当たり60分程度とし、1回の相談における相談者は1名でも複数名でも可とする。

2 個別相談の頻度は原則4ヶ月に1回（年3回）とする。

3 年3回を超える面談回数、及び面談場所、時間帯については別途甲・乙協議して定めるものとする。

4 個別相談（面談）とは別に、電話相談、インターネットによるメール相談も業務範囲とし、回数については月1回程度とする。

### （秘密保持）

第四条 乙は本契約に関連して知り得た甲の資産状況およびその他の事項については、決して他に漏らしてはならない。

2 前項は本契約の終了後も効力を有する。

### （報酬）

第五条 甲は乙のサービスに対し、年額66,000円（月額5,500円税込）の報酬を契約時に指定の口座へ振り込むものとする。

2 前項の振込手数料は甲の負担とする。

### （実費負担）

第六条 乙が甲に対する本件コンサルティング業務を遂行するために要した交通費（出張費、宿泊費当を含む）、資料収集及び調査活動に要した費用、通信費等については、甲の認める範囲で甲は乙に対し実費としてこれを支払うものとする。その詳細は別途甲・乙協議して定める。

### （実行支援）

第七条 第一条のプランニング、コンサルテーションに基づいて、甲が乙に実行支援を依頼する場合には、甲は別途費用を負担するものとし、その費用は甲・

乙協議のうえ定めるものとする。

(契約期間)

第八条 本契約の期間は令和3年〇月〇日より1年間とする。但し、期間満了の2か月前までに、甲・乙いずれからも解約の申し出がない場合は、更に1年更新され、その後も同様とする。

(中途解約)

第九条 甲は、本契約の有効期間内であっても、書面による2か月前の申し出により、本契約を解約することができる。

2 乙は解約に伴う本契約残期間分の受領済報酬月割額を甲に返金するものとする。この場合の振込手数料は甲の負担とする。

(契約解除)

第十条 甲および乙は、以下の事由が生じた場合、何らかの催告を要することなく、双方は直ちに本契約を解除することができる。

①甲が乙に対する報酬および実費等を支払期限までに支払わないとき。

②甲又は乙の責めに帰すべき事由により、甲乙間の信頼関係を維持できない状態になったと相手側が判断したとき。

(契約外事項の協議)

第十一条 本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

この契約の証として、本契約書2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 3 年 〇 月 〇 日

甲 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

乙 住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川1-21-27

氏名 一般社団法人 かながわFP生活相談センター

代表理事 堀江雄二 (印)